

自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入

- 令和8年4月から、自転車の一定の交通違反に、交通反則通告制度が導入されます。
- 本資料は、その制度の概要をまとめたものであり、詳細は、警察庁HPに掲載されている「自転車ルールブック」をお読みください。

令和8年4月1日から

- 自転車に対する交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）の適用
- 16歳以上の自転車運転者が交通反則通告制度の対象となります。

自転車の指導取締りの基本的な考え方

警察官が
交通違反を認知

悪質・危険な違反

指導警告

(例)・スピードを出して歩道を通行
・16歳未満の者による違反

検挙

- 検挙後の手続が変わります(青切符による手続きが導入されます。)

検挙

重大な違反や事故を起こしたとき
→ 刑事手続

16歳以上の者による反則行為 → 青切符

・逮捕される場合もあります。

- 違反自体が悪質・危険である重大な違反

[検挙（刑事手続により処理）]

(例)



- 違反により実際に交通事故を発生させたとき

[検挙（刑事手続により処理）]

(例)



*記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。

指導・警告を経ず検挙の対象となる違反【例】

- 反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反
[検挙（青切符～反則金を納付すれば手続終了）]

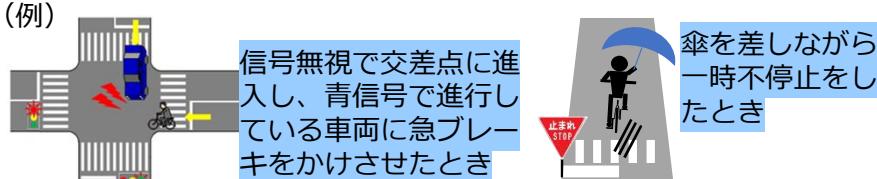
(例)



- 違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき

[検挙（青切符～反則金を納付すれば手続終了）]

(例)



- そのほか、違反について指導・警告されているにもかかわらず、または、あえて違反を行ったときは、検挙される場合があります。

[検挙（青切符～反則金を納付すれば手続終了）]

(例)

